

規制影響分析書要旨

規制の名称	報告の徴収並びに助言、指導及び勧告	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>【規制の目的】 厚生労働大臣が、企業に対して一般事業主行動計画を策定・届出・公表・周知しているか等、この法律の施行に関し必要な事項について報告を求めることができるようにすること等により、法の適正な施行の確保を図る。また、厚生労働大臣が、企業に対して一般事業主行動計画を策定・届出・公表・周知していないこと等のみを端緒として、これらの義務を履行するように勧告したとしても、勧告に従うことのみ注力して、かえって各企業の実態に応じた一般事業主行動計画の策定を妨げてしまうおそれがある。このような事態を防ぐため、一般事業主行動計画の策定が義務付けられている企業に対する勧告に加え、報告の徴収並びに助言、指導が可能となる本規制を設けることとする。</p> <p>【規制の内容】 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、常時雇用する労働者数が301人以上の一般事業主(※)に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとする。報告の徴収は、罰則により担保する。 (※)一般事業主とは、国及び地方公共団体以外の事業主をいう。以下同じ。</p>	
	(根拠条文)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第26条(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)
想定される代替案	厚生労働大臣から法律の施行に関し必要な事項について報告の求めがあったときに、一般事業主が回答するかどうかは任意のものとし、報告をしない場合であっても、厚生労働大臣が関係機関等に調査することで必要な情報を把握することとする。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	厚生労働大臣から報告を求められた場合は報告に応じる負担が生じ、また、正当な理由なくこれらの報告に応じなかった場合や、虚偽の報告をした場合は、罰則が科されることになる。	厚生労働大臣の報告徴収に対して報告するかどうかは任意となるが、報告の求めに応じる場合においては、報告徴収に応じる負担が生じる。
(行政費用)	国及び都道府県労働局等は、制度を周知するための費用が発生する。 厚生労働大臣は、法律の施行に関し必要な報告を求める事務や、報告に応じない事業主への指導業務等を行う事務が発生する。	国及び都道府県労働局等は、制度を周知するための費用が発生する。 厚生労働大臣は、一般事業主が報告徴収に応じなかった場合には、関係機関等に対して調査することにより、法律の施行に関し必要な情報を把握する必要があり、行政費用が増加する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	法律の施行に関し必要な情報が十分に把握できないことにより、法律の実効性が確保されない恐れがある。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	<p>○ 一般事業主に対する報告徴収を法律上明確に規定することにより、厚生労働大臣は、法律の施行に関し必要な情報を的確に把握することができるようになり、一般事業主の女性の活躍の推進に関する取組が適切・効果的に行われることが期待される。</p> <p>○ 当該規制の新設により、国民の法及び一般事業主の取組に対する信頼が高まることが期待できる。</p>	<p>○ 一般事業主に対して、報告徴収に対する報告を任意化することにより、報告の求めに応じない場合、報告徴収に応じる負担が生じない。</p>
分析結果	<p>当該規制については、報告徴収の法定化による費用の増加はあるものの、厚生労働大臣が、法律の施行に関し必要な情報をよりの確に把握でき、一般事業主が、より適切で効果的な女性の活躍の推進に関する取組を行うことができるようになるという便益がある。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>第14回日本経済再生本部(平成26年7月25日) 安倍内閣総理大臣(本部長)の締め括り発言(抜粋) ○ 中でも、秋の臨時国会に向けて、地方の創生と女性の活躍に係る法案を準備していきたい。 ○ また、具体的な制度設計に当たっては、改革内容が、いわゆる「骨抜き」となることが断じてないよう、各大臣はリーダーシップを発揮していただきたい。</p> <p>労働政策審議会雇用均等分科会建議(平成26年9月30日) 「女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について」(報告)(抜粋) ○ 法律の施行に関し必要があると認める場合の報告徴収・助言指導・勧告の規定を整備すること、また、必要な罰則の規定を整備すること</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>法の施行後3年を経過した場合において、必要があると認めるときは、法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	
備考	—	